

23 日 獣 発 第 209 号

平成 23 年 9 月 27 日

地方獣医師会会長 各 位

社団法人 日本獣医師会

会 長 山 根 義 久

(公印及び契印の押印は省略)

## 獣医療法に基づく都道府県における獣医療を提供する 体制の整備を図るための計画の策定について

標記の件については、平成 22 年 9 月 13 日付け 22 日 獣 発 第 170 号をもって、  
本会から地方獣医師会会長あてに、平成 32 年度を目標年度とする獣医療を提供  
する体制の整備を図るための基本方針（以下、「第 3 次獣医療基本方針」とい  
う。）が定められ農林水産大臣から公表された旨通知いたしました。

また、あわせて、各都道府県においては、獣医療法に基づく都道府県におけ  
る獣医療を提供する体制の整備を図るための計画（都道府県計画）を第 3 次獣  
医療基本方針の内容に即して定めることとなり、その策定に当たっては、都道  
府県は獣医療に関し学識経験を有する者の意見を聞かなければならないとされ  
ているため、地方獣医師会におかれては、①都道府県計画のすみやかな策定に  
ついて都道府県当局に対する働きかけを行われるとともに、②都道府県計画の  
策定の検討に積極的に参加いただくようお願いしたところです。

農林水産省においては、各都道府県に対し、今年度中に都道府県計画の策定  
を終了するよう要請しているところですが、9 月 2 日時点では、策定・公表済  
みの都道府県が 3 県（岩手県、山口県、高知県）のみであり、現状のままでは、  
各都道府県における今後の獣医療提供体制の整備に遅滞を来すことが懸念され  
ます。

第 3 次獣医療基本方針にあるように、今後とも我が国の畜産業の安定的な発

展を図り、安全で良質な畜産物を安定的に供給していくためには、獣医療の不足が見込まれる分野等における一層の獣医療提供体制の整備が必要となります。また、昨年の口蹄疫発生に対する防疫対応を踏まえ、家畜伝染病の大規模な発生に対する危機管理体制の再点検・強化とともに、緊急時に最前線で防疫措置を実施する獣医師の育成・確保について、一層の取り組みの強化も必要となっています。

これらの社会的な要請に的確に応えるためには、獣医療の基盤となる産業動物獣医師及び家畜衛生行政分野の獣医師の確保はもとより、各分野の獣医師の連携の下での組織的な家畜防疫体制を事前に確立し、有事の危機管理に遺漏のないよう備えておかなければなりません。

また、第3次獣医療基本方針においては、生産現場における獣医師の役割と獣医師職業倫理高揚の必要性、高度獣医療提供に対する社会的要請の高まりを受けての小動物・産業動物診療提供のあり方や獣医師と動物看護職をはじめとする獣医療従事者との連携等、本会の提言等を付度いただいたものと思われる内容が多く含まれています。

都道府県計画は、基本方針に盛り込まれた内容を地域の実情を踏まえて具現化するものであり、一刻も早く策定、公表し、都道府県段階のみならず、全国レベルでの獣医療の提供体制の整備を推進していくことが肝要と思われます。

つきましては、地方獣医師会におかれましては、今後、第3次獣医療基本方針の内容に即し、かつ、各都道府県の獣医療の実情を踏まえた都道府県計画のすみやかな策定について都道府県当局に対する積極的な働きかけを行われるとともに、都道府県計画の策定の検討にご参画いただきますようお願いいたします。